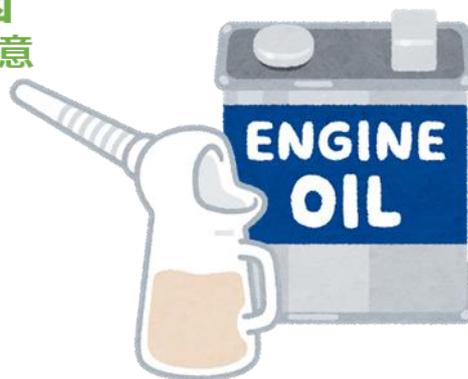




誤使用の要因 ⑤用途外使用に注意



誤使用には、使い方を間違える、使用量を間違えるなど様々なケースがありますが、用途を間違えたことで思わぬ事故に遭遇することがあります。今回は、そのような事例を取り上げます。

＜油凝固剤をエンジンオイルの処理に使用してボヤ発生＞

食用油用の廃油凝固剤をエンジンオイルの廃油処理に使用した。

使用方法を見ると、「加熱されて熱い状態の油に溶かす」とあったので、油の温度を上げるため、庭先にて炭火でオイルを温めて廃油凝固剤を投入した。すると、油凝固剤が発泡し、噴きこぼれた油が炭火で引火した。すぐにエアゾール式簡易消火具で消し、ことなきを得た。消防署に連絡し、ボヤとして処理された。

油凝固剤の製造メーカーに申し出たところ、エンジンオイルへの使用は用途外であり、使用した場合については確認していないという。製品の裏面には廃油処理剤とあり、エンジンオイルでこのような状況になることは記載されていない。製造メーカーに責任はないと言えるのか。

油凝固剤とは、天ぷら油などを廃棄するときに、油が熱いうちに溶かしておき、冷えると油が固まるので、そのままゴミにだせるという商品です。相談者はこれをエンジンオイルの処理に使用して発火事故を起こしています。幸い、ボヤで済んでいます。一つ間違えれば大火事になってもおかしくないという事例です。

当該製品の品名は「廃油（植物油）処理剤」となっており、確かにエンジンオイルに使用できないとは記載されていません。しかし、使用方法等を見ると天ぷら油などの食用油の処理方法が写真付きで記載されており、エンジンオイルへの使用が用途外使用であることは明らかです。

では、相談者は何故、これをエンジンオイルに使おうと思ったのでしょうか？ 理由を聞き取れている訳ではありませんが、使用の背景から探ってみました。

エンジンオイルを処理する場合、通常、ガソリンスタンドやカーショップ、車の整備店などにやってもらう人が多いと思います。この場合は交換したオイルは委託先が処理するので問題はありません。自分でオイル交換した場合、抜取ったオイルはガソリンスタンドやカーショップに持ち込んで処分してもらうことができますが、自分で処分する場合は「廃油処理箱」と呼ばれている専用の製品が市販されており、中の吸収材に油を吸わせて処分することができます。「廃油処理箱」はホームセンターやカーショップで購入することができますが、基本的に車用品の売り場なので、食用油の処理剤と間違えることはありません。

しかし、お店まで出向くのは面倒なので、インターネット通販サイトで購入しようと考え、「廃油処理剤」で検索すると、色々な製品が出てきます。そして、エンジンオイル用の廃油処理箱と食用油

用の処理剤が同一画面に現れてきます。どちらも廃油処理用には違いはありませんが用途は異なります。検索結果を見て、消費者が食用油用の処理剤がエンジンオイルの処理にも使えると思い込んでしまったとしても不思議はありません。インターネット通販が生活の中に広く入り込んできている現状において、こういったことが誤使用の一因となるケースも十分にあり得ます。

事業者は、考え得る様々な購入形態の中で、誤使用につながるような場面がないか、リスクアセスメントの過程でよく検討しておく必要があります。一方、消費者は、その製品が、自分が使いたい用途に適したものかどうか、製品情報をよくみて判断する態度が必要です。よくわからない、判断がつかないときはメーカーに問い合わせるなどして確認するとよいでしょう。